

第 3 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

附 属 資 料

日 時 : 平成16年5月28日(金) 午後1時30分から
場 所 : 桃山町保健福祉センター 2階 ピーチホール

目 次

- 1 . 財産及び債務の取扱い関係 P1・P2
- 2 . 特別職の身分の取扱い関係 P3 ~ P11
- 3 . 条例・規則等の取扱い関係 P12・P13
- 4 . 使用料・手数料等の取扱い関係 P14 ~ P29
- 5 . 新市電算システム統合化計画書

財産区制度について

財産区は、沿革的には、町村合併の円滑化を図るため、旧町村又はその一部の既得権をその範囲において温存することを目的として設置されるものである。
所有する財産等の管理及び処分又は廃止の機能のみを有しているだけで、その他の行政上の権能はほとんどなく、原則としてその固有の機関も有しない特殊な地方公共団体である。

1 財産区の意義とその運営（地方自治法第 294 条）

（1）財産区の性格

財産区とは、市町村の一部で財産を有して（若しくは公の施設を設けて）いるもので、その財産（又は公の施設）の管理、処分について、特別地方公共団体として法人格（公法人）を与えられているものである。よって、法律行為（売買契約等）を行うに当たっては、住民又は市町村名義ではなく自らの名義で行うこととなる。財産区の横成員は、好むと好まざるとにかかわらず、区域内のすべての住民を構成とし、新たに当該財産区に居住することとなった住民も構成となる。
また、区域外に転居した住民を引き続き構成員とみなすことは出来ない。

（2）財産区の設置手続等

現在（S29 自治法改正以降）新たに財産区の設置が認められるのは、廃置分合又は境界変更による場合のみである。

その手続は、廃置分合の手続を規定した自治法第 7 条第 4、5 項により、合併前の町村間で実施される「財産処分に関する協議」の中で併せて財産区設置についての協議も行われることとなり、各町村の議会の議決を経て正式に設置が決定される。この場合、財産区設置の日（効果発生日）は、他の財産の取扱いと同様、原則として町村の廃置分合の日（合併が実施される日）となる。

（合併後の期日であれば、施行期日を遅らせることも可能と考える。）

（3）財産区の組織と事務処理等

財産区の組織運営について

原則として、財産区は、固有の議会及び執行機関を有せず、財産区に存する市町村の執行機関及び議会が、財産区の施行機関又は議会として権限を行使することとなる。（自治法に規定する特別の場合に限り、財産区の議会又は総会を設け或いは財産区管理会を設けることができる。）

* 市町村等の条例及び規則で、財産（又は公の施設）の管理及び処分又は廃止の方法を定める（自治法 14～16 条、244 条の 2）必要がある。

* 財産区に関する自治法第 96 条に掲げる議決事項については（財産区に議会が設置されていない場合）市町村の総会において議決しなければならない。

* 財産区の経費をもって支弁すべき事務の執行、議会に対する議案の提出、財産及び公の施設の管理、収入支出命令、証書及び公文書の保管、使用料の徴収、その他財産区の事務の施行は、原則として市町村長が行う（自治法第 149 条）。

* 財産区は監査委員を置くことは出来ず、財産区所在の市町村の監査委員が監査を行う（S29.3.9 行政実例）（参照：:財産区管理会）

（4）財産区の会計について

財産区の財産(又は公の施設)に関し「特に要する費用」は、財産区の負担とされるとともに（自治法 294 条、財産区の収支は、市町村の会計と分別しなければならない(自治法 294 条)）。

財産区の負担経費は、その財産(又は公の施設)に関し「特に」必要とされるものに限られ、管理及び処分又は廃止に要する一切の経費という意味ではない。「特に要する費用」とは、例えば財産区の事務に専務する職員の給与、財産区議会(選挙費用も含む)又は管理会の費用、財産(又は公の施設)の維持修繕費用等をいい、これらは、財産区の財産から生じる収益等によって賄うべきものとされている。

財産区の収支は、形式上は市町村の収支として取り扱われるが、その収支を明確にするため、市町村等の会計を分別することが要求されている。この方法としては、通常特別会計とすることが適当であるが(S38.2.8 行実)、財産区議会がある場合は別として、単に市町村の一般会計の中で分別しておくことも差し支えない。この場合においては、歳入については「何々財産区収入」、歳出については「何々財産区費」等の款を設けて整理することとなる。

なお、財産区の収支については、自治令第 142 条から第 173 条の 2 までの規定が準用されることとなる。

財産区議会の設置及びその権限（自治法第 295 条、296 条）

（1）財産区議会の設置

都道府県知事は、必要があると認められるとき、財産区所在市町村の議会の議決を経て当該市町村の条例を設定し、財産区の議会（又は総会）を設けて財産区に関し市町村議会の議決すべき事項を議決させることができる。
 財産区議会（又は総会）設置条例は、財産区所在市町村の条例であるが、その他の条例とは異なり、都道府県知事が設定する。この条例の提案権は都道府県知事に専属し、財産区所在市町村の議会の議決（市町村の議会では知事の提案に係る条例案につき可否を決するのみで、修正はできないとされる）を経た上で、その公告式条例に従い、都道府県知事の名前で公布する。財産区議会（又は総会）の設置条例を改廃する手続も設定の場合と同様である。

* 知事が「必要と認める場合」とは、財産区の事務が複雑なため又はきわめて一局部のため、市町村議会をして議決の任に当たらせることが真に財産区の事務を実状に即して処理するのに適当でない認められる場合、又は財産区の利害と市町村の利害とが必ずしも一致せず、市町村議会をして公平に財産区の事務を議決させることが適当でない場合等において、特に財産区固有の意思決定機関を設ける必要のある場合等をさす（S27.6.21 行実）。

（2）財産区議会（総会）の組織と運営（自治法第 296 条、公職選挙法第 268 条）

財産区議会（又は総会）の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、設置条例中にこれを規定しなければならない。

財産区の議会（又は総会）に関しては、設置条例に定めるものの外は、町村の議会に関する規定が準用される。財産区の議会の議員の選挙についても、設置条例に規定するものを除く外、公選法の町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。

財産区には選挙管理委員会は設けられず、その属する市町村の選挙管理委員会が財産区の議会議員の選挙に関する事務を管理する（選挙令 141 ）。

財産区の議会（又は総会）が設けられた場合、財産区に関する予算の議決、決算の認定は当然財産区議会が行う。従って、財産区の予算について、特別会計を設ける必要がある（S32.2.11 行実）。

財産区の議会議員と当該町村の議会の議員、長、助役及び収入役、他の財産区の議会の議員等とは、兼職することはできない（S30.2.1 行実）。

財産区管理会の設置及び権能（自治法第 296 条の 2 ～ 4）

財産区の財産（又は公の施設）の管理処分は、原則として当該財産区の住民の意思が十分に反映されるような方法で行われるのが望ましいが、全ての場合に財産区議会を設置することは、市町村との一体性の確保、運営の簡素化の見地から必ずしも適当ではないので、市町村との一体的関係を保持しながら、財産区の運営に住民の意思を反映させることを目的として簡素な手続により、財産区議会よりも簡素な審議機関として、昭和 29 年の自治法改正により財産区管理会が設けられることとなった。管理会は財産区の必置機関ではなく、設置については市町村の任意であるが、管理会は財産区議会代わる簡素な機関であるから、財産区議会を設けている場合には設置できない。

（1）管理会の組織

財産区管理会は、財産区管理委員 7 名以内をもって組織される。財産区管理委員は、その任期は 4 年であり、また、非常勤とされるので、市町村の議会の議員及び長との兼職も可能である。

（2）管理会の権能（自治法第 296 条の 3）

財産区管理会の権能としては大別して次の 3 つがある。

市町村長の施行の前提となる一定事項に対する同意

市町村長は、財産区の財産（又は公の施設）の管理及び処分又は廃止を行う場合、財産区管理会の条例又は協議によって定められている重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならないとされている。管理会の同意は有効要件であるので、同意がなければ市町村長はこれを執行することができない。

市町村長からの委任に基づく財産区の財産（又は公の施設）の管理に関する事務の執行

市町村長は、財産区の財産等の管理に関する事務の全部又は一部を管理会の同意をえて、管理会又は管理委員に委任することができる。委任することが出来る事務は「管理」に関する事務に限られ処分又は廃止には及ばない。管理委員に対する委任の相手は 1 人でも数人でもよい。全員にそれぞれに事務を委任することも可能。

財産区事務処理の監査

管理会は、審議機関であると同時に、財産区の住民代表としての監視機関もあるので、市町村の監査委員と同様に、当該財産区事務の処理について監査することができる。

監査の内容は、出納その他会計処理のみならず行政監査も実施できる。

監査結果を公表或いは長及び機会に報告することは法的に義務づけられてはいないが可能。

* 管理会は、市町村監査委員のように独任制ではなく合議機関である。

* 市町村監査委員は、財産区管理会とは別に監査を実施することとなるが、できるだけ重複を避けるため相互に連絡調整が必要となる。

（3）財産区管理会の運営と条例（自治法第 296 条の 4 ）

財産区管理会の運営等に関する細目は、条例又は協議により定めなければならない。このうち条例で定める主なものは次のようなものである。

- ・ 管理会委員の定数及び委員の選任方法、失職、資格決定
- ・ 管理会の会長及び会長代理の選任方法
- ・ 管理会の招集、開会、定足数、議事手続
- ・ 管理会の同意を要する事項

特別職の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法

第3条 [一般職に属する地方公務員および特別職に属する地方公務員]

地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規程により、設けられた

委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法

第203条 [報酬及び費用弁償]

普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会員及び選挙立会員その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。

前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

長以外の執行機関（行政委員会等の委員）の選任

教育委員会の委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の規定により、市長職務執行者は、合併関係市町村の教育委員会の委員であった者の中から、新市の教育委員会の委員を臨時に選任することと定められています。（定員3人又は5人）

そして、正規の教育委員会の委員が任命されるまでの間、臨時に選任された委員の互選により定められた者が教育長となることが定められています。

また、この臨時に選任された委員の任期は、新市設置後最初に行われる市町村の長の選挙後最初に招集される議会の末日までと定められています。

選挙管理委員

地方自治法施行令第4条の規定により、議会において正規の選挙管理委員が選挙されるまでの間、従来の合併関係市町村の選挙管理委員であった者の互選により定めた者（定数4人）が、臨時に選挙管理委員の職務を行うことと定められています。

固定資産評価審査委員会の委員

地方税法第423条第8項の規定により、新市の長が選挙されるまでの間、市長職務執行者は、従来の合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって、新市の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができることとされています。

また、同条第9項の規定により、新市設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間、新市長は、従来の合併関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者をもって、新市の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができることとされています。

監査委員、公平委員会の委員

監査委員、公平委員会の委員については、特別選任の手続きはなく、新市長の就任をまって選任することが適当です。

補助機関の設置

助 役

新設合併の場合、新市の首長が選挙され、かつ、議会が正式に発足してから、議会の同意を得て助役を選任することが適当です。

収入役

収入役が欠けた場合は、必ずその職務を代理することが、地方自治法第170条第3項から第6項までに規定されており、新設合併の場合は、新市発足と同時に、市長職務執行者が、収入役職務代理者を選任することが必要となります。

先進地事例

篠山市

- ・ 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
- ・ 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

さぬき市

- ・ 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、5町の長が協議して定めるものとする。
- ・ 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。

あさぎり町

- ・ 特別職の職員については、その設置・人数・任期について、法令等の定めるところに従い調製する。法令等の定めがない場合は新町において新たに設置する。報酬等については、5町村の長が関係機関と協議して合併までに調整する。

南アルプス市

- ・ 特別職（各種行政委員会委員を含む）及び各種附属機関の委員等の身分の取扱いについては、法令等に定めがあるものを除き、任意に設置するものについて新市において必要に応じその都度協議して設置する。

三次市

- ・ 新市の職務執行者については、8市町村の長が協議して定めるものとする。
- ・ 特別職職員、行政委員会委員及び附属機関委員等については、法令等に定めのある場合はその規定を適応する。法令等に規定がない場合は8市町村の長が協議して定めるものとする。

京丹後市

- ・ 新市の市長、助役、収入役、教育長、行政委員会委員の身分の取扱いについては、法令の定めるところによる。
- ・ 新市の市長が選出されるまでの間、市長の職務執行者を6町の町長の中から選定する必要がある（地方自治法施行令第1条の2）ため、6町の町長が合併期日までに別に協議して定める。ただし、助役、収入役については、新市の議会が正式に発足した段階で、新市長が議会の同意を得て選任する。
- ・ 新市における監査委員は2名とする。
- ・ 新市発足時の職務執行者及び市長等常勤特別職並びに教育長の給料は、次のとおりとする。ただし、新市において速やかに特別職報酬等審議会を設置し、給与の適正化に務めるものとする。

職務執行者	月額	770,000円	市長	月額	920,000円
助役	月額	740,000円	収入役	月額	670,000円
教育長	月額	670,000円			

特別職等の給料等の状況（平成16年4月1日現在）

単位：円

	町長	助役	収入役	教育長	議長	副議長	議員
打田町	700,000	560,000	530,000	510,000	275,000	235,000	220,000
粉河町	685,000	555,000	520,000	495,000	275,000	235,000	220,000
那賀町	680,000	560,000	530,000	520,000	275,000	235,000	215,000
桃山町	700,000	570,000	540,000	530,000	285,000	245,000	225,000
貴志川町	715,000	580,000	540,000	530,000	285,000	245,000	225,000
類似団体（ - 2 ）	924,600	751,200	677,600	666,800	473,200	414,800	385,100
5町平均	696,000	565,000	532,000	517,000	279,000	239,000	221,000
類団比較	228,600	186,200	145,600	149,800	194,200	175,800	164,100
田辺市	880,000	732,000	660,000	660,000	535,000	475,000	430,000
橋本市	890,000	760,000	680,000	680,000	550,000	500,000	460,000
南アルプス市	745,000	605,000	590,000	578,000	276,000	210,000	183,000 (委員長職 188,000)
さぬき市	900,000	710,000	650,000	600,000	500,000	450,000	410,000

非常勤職員の報酬等

(単位:円)

区 分		打 田 町			粉 河 町			那 賀 町			桃 山 町			貴 志 川 町		
公 平 委 員	委員長	7,000	1人	年額				6,000	1人	年額	6,000	1人	年額	9,000	1人	年額
	委員	7,000	2人	年額	9,500	3人	年額	6,000	2人	年額	6,000	2人	年額	9,000	3人	年額
報 酬 等 審 議 会 委 員	委員長										6,000	1人	日額	9,000	1人	日額
	委員				8,000以内	7人	日額				6,000	6人	日額	9,000	6人	日額
交 通 安 全 指 導 委 員	会長	1,000	1人	1回				26,000	1人	年額	12,000	1人	年額	56,000	1人	年額
	副会長	1,000	2人	1回				26,000	9人	年額						
	指導員	1,000	12人	1回	1,000	20人	1回				12,000	7人	年額	48,000	15人	年額
宅 地 造 成 審 議 会 委 員	会長	3,000	1人	1回							5,000	1人	日額			
	副会長	3,000	1人	1回												
	委員	3,000	8人	1回							5,000	20人	日額			
監 査 委 員	識見	160,000	1人	年額	19,000	1人	月額	120,000	1人	年額	150,000	1人	年額	26,000	1人	月額
	議 会	80,000	1人	年額	9,500	1人	月額	65,000	1人	年額	76,000	1人	年額	13,000	1人	月額
長 期 総 合 計 画 策 定 審 議 会 委 員	委員長	3,000	1人	1回							5,000	1人	日額	9,000	1人	日額
	副委員長	3,000	1人	1回										9,000	1人	日額
	委員	3,000	18人	1回	8,000以内		日額				5,000	24人	日額	9,000	23人	日額
美 化 運 動 推 進 協 議 会 委 員	委員長	3,000		1回							6,000	1人	年額			
	委員	3,000		1回							6,000	25人	年額			
地 籍 調 査 推 進 委 員 会 委 員	会長	3,000	1人	1回							8,000	1人	日額	15,000	1人	年額
	副会長	3,000	1人	1回										15,000	1人	年額
	委員	3,000	4人	1回	8,000以内	15人	日額				8,000	11人	日額	15,000	9人	年額
地 籍 調 査 地 区 委 員 会 委 員	委員長													9,000		日額
	委員	8,000		1日	8,000以内		日額							9,000		日額
情 報 公 開 審 査 委 員 会	委員長							2,500	1人	1回	5,000	1人	日額	9,000	1人	日額
	副委員長													9,000	1人	日額
	委員	3,000	5人	1回	8,000以内	5人	日額	2,500	4人	1回	5,000	2人	日額	9,000	3人	日額
生 活 安 全 推 進 協 議 会 委 員	会長	3,000	1人	1回							6,000	1人	年額	15,000	1人	年額
	副会長	3,000	2人	1回										15,000	1人	年額
	委員	3,000	18人	1回	8,000以内	20人	日額				6,000	11人	年額	15,000	25人	年額
暴 力 追 放 推 進 協 議 会 委 員	委員長										6,000	1人	年額			
	委員										6,000	28人	年額			
行 政 改 革 推 進 委 員	委員長													12,000	1人	年額
	委員													12,000	8人	年額
平 池 財 産 区 管 理 会 委 員	会長													25,000	1人	年額
	会長代理													20,000	1人	年額
	委員													15,000	5人	年額
丸 栖 財 産 区 管 理 会 委 員	会長													25,000	1人	年額
	会長代理													20,000	1人	年額
	委員													15,000	5人	年額
個 人 情 報 保 護 審 議 会 委 員	会長													15,000	1人	年額
	副会長													15,000	1人	年額
	委員													15,000	4人	年額
防 災 会 議 委 員										8,000	10人	年額	9,000	19人	年額	
技 術 嘱 託 員													130,000	1人	月額	

総

務

那賀5町合併協議会資料

選 挙	選 挙 管 理 委 員	委員長	55,000	1人	年額	57,000	1人	年額	55,000	1人	年額	64,000	1人	年額	62,000	1人	年額	
		委員	50,000	3人	年額	49,000	3人	年額	50,000	3人	年額	54,000	3人	年額	54,000	3人	年額	
	投 票 立 会 人		10,000	20人	1回	11,000		1回	8,000	18人	1回	10,500	30人	日額	11,000	27人	1回	
	開 票 立 会 人		10,000	20人	1回	8,500		1回	8,000		1回	10,500	3~10	日額	9,000		1回	
	選 挙 管 理 委 員 選 挙 加 給		10,000	3人	1回	9,000		1回	8,000		1回	10,500	4人	1回	9,000	3人	1回	
	選 挙 長		10,000	1人	1回	10,000		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	9,000	1人	1回	
	不 在 者 投 票 管 理 者		10,000		1日	11,000		1日	8,000		1日	10,500	1人	日額	11,000	1人	日額	
	開 票 管 理 者		10,000		1回	10,000		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	9,000	1人	1回	
	投 票 所 の 投 票 管 理 者		10,000		1回	12,000		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	11,000	1人	1回	
	期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		10,000		1日	11,000		1日	8,000		1日	10,500	1人	日額	11,000	1人	日額	
	期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		10,000		1日	10,000		1日	8,000		1日	10,500	2人	日額	11,000	2人	日額	
選 挙 立 会 人		10,000		1回	8,500		1回	8,000		1回	10,500	1人	日額	9,000		1回		
福 祉	民 生 委 員 推 薦 員		3,000		年額	8,000以内	14人	日額	1,000	12人	年額							
	年 金 委 員		3,000		年額													
	古 和 田 会 館 運 営 審 議 会	委員長		7,000	1人	年額												
		副委員長		6,000	1人	年額												
		委員		5,000	18人	年額												
	隣 保 館 運 営 審 議 会											7,000	12人	年額				
	隣 保 館 指 導 員											105,000	1人	月額				
老 人 ホ ー ム 入 所 判 定 委 員 会											6,000	3人	1回					
人 権 推 進 指 導 員											105,000	1人	月額	130,000	1人	月額		
税 務	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員		8,000	3人	年額	8,500	3人	日額	6,000	3人	年額	6,000	3人	年額	9,000	3人	日額	
	固 定 資 産 評 価 協 力 員		5,000	53人	年額										5,000	20人	年額	
	固 定 資 産 評 価 員		12,000	1人	年額							-	1人					
	徴 税 徴 収 委 託 員											75,000	1人	月額				
農 経	農 業 委 員 会	会 長	240,000	1人	年額	23,000	1人	月額	170,000	1人	年額	204,000	1人	年額	26,000	1人	月額	
		職務代理	200,000	1人	年額	17,000	1人	月額				161,000		年額	21,000	1人	月額	
		委員	190,000	19人	年額	15,000	29人	月額	130,000	22人	年額	150,000	22人	年額	19,000	21人	月額	
	農 業 者 年 金 委 員	委員	5,000	20人	年額													
	農 業 振 興 協 議 会 委 員	委員長														9,000	1人	年額
		委員	5,000	12人	年額	なし	34人									9,000	14人	年額
農 業 振 興 地 域 整 備 促 進 協 議 会 委 員	委員	3,000	10人	年額	8,000以内	18人	日額					3,000		1回				
保 健	健 康 づ くり 推 進 協 議 会 委 員	会 長	3,000	1人	年額							16,000	1人	年額				
		副会長	3,000	1人	年額							16,000	1人	年額				
		委員	3,000	12人	年額	8,000以内	18人	日額	9,000	10人	年額	16,000	人	年額	15,000	12人	年額	
環 境	健 康 づ くり 計 画 策 定 委 員	委員長	3,000	1人	1回													
		委員	3,000	1人	1回	8,000以内	12人	日額										
	地 域 ケ ア 会 議 委 員														3,000	8人	日額	
															7,000	23人	年額	
															7,000	1人	年額	
	母 子 保 健 推 進 員	副会長													7,000	3人	年額	
		委員													7,000	28人	年額	
保 健 衛 生 推 進 委 員											11,500	30人	年額					
予 防 接 種 事 故 調 査 会 委 員											16,000	2人	1日					
環 境 保 全 審 議 会 委 員	会 長													15,000	1人	年額		
	副会長													15,000	1人	年額		

那賀5町合併協議会資料

	委員								5,000	11人	年額	6,000	28人	年額	15,000	10人	年額	
	介護保険運営委員会委員														9,000	12人	日額	
土 木	都市計画審議会	委員長	7,000	1人	年額							5,000	1人	日額	15,000	1人	年額	
		副委員長	6,000	1人	年額							5,000	1人	日額	15,000	1人	年額	
		委員	5,000	8人	年額	8,000以内	10人	日額				5,000	9人	日額	15,000	10人	年額	
	宅地開発事前審査委員	会長													72,000	1人	年額	
		副会長													72,000	1人	年額	
		委員													72,000	5人	年額	
	開発計画審議会	委員											5,000	21人	1回			
		会長													15,000	1人	年額	
		副会長													15,000	1人	年額	
消 防	消防委員	委員長	8,000	1人	年額	8,000以内	1人		16,000	1人	年額	8,000	1人	年額	15,000	1人	年額	
		副委員長	7,000	1人	年額	8,000以内	1人		16,000	1人	年額	8,000	1人	年額	15,000	1人	年額	
		委員	6,000	4人	年額	8,000以内	13人	日額	16,000	4人	年額	8,000	4人	年額	15,000	6人	年額	
	消防団	団長	9,000	1人	年額	85,000	1人	年額	83,000	1人	年額	86,000	1人	年額	96,000	1人	年額	
		副団長	7,000	2人	年額	66,000	1人	年額	62,000	1人	年額	64,000	1人	年額	65,000	4人	年額	
		指揮班							本部長50,000	1人	年額							
									本部員28,000	5人	年額							
		分団長				60,000	5人	年額	52,000	5人	年額	54,000	3人	年額	60,000	5人	年額	
		副分団長				48,000	5人	年額	40,000	5人	年額				42,000	8人	年額	
		部長	35,000	24人	年額	27,000	36人	年額				46,000	18人	年額				
		班長	25,000	24人	年額	21,000	36人	年額	27,000	21人	年額	21,000	18人	年額	38,000	24人	年額	
		指揮班員																
		副班長							21,000	21人	年額				26,000	24人	年額	
		団員	20,000	240人	年額	17,000	316人	年額	20,000	190人	年額	20,000	163人	年額	23,000	198人	年額	
		教 育	教育委員	委員長	240,000	1人	年額	24,000	1人	月額	225,000	1人	年額	235,000	1人	年額	26,000	1人
委員	205,000			4人	年額	19,000	3人	月額	184,800	3人	年額	204,000	3人	年額	21,000	4人	月額	
社会教育委員	議長											22,000	1人	年額				
	委員											19,000	9人	年額				
就学指導委員			3,000	19人	年額								-	23人				
公民館運営審議会委員	委員長		10,000	1人	年額				館長77,000	5人	年額		-	1人	15,000	1人	年額	
	副委員長		9,000	1人	年額										15,000	1人	年額	
	委員		8,000	8人	年額				主事32,000	7人	月額		-	9人	15,000	6人	年額	
集会所運営委員												8,000	13人	年額				
文化財保護委員会委員	委員長		8,000	1人	年額				8,000	1人	年額	12,000	1人	年額	15,000	1人	年額	
	副委員長		7,000	2人	年額							12,000	1人	年額	15,000	1人	年額	
	委員		6,000	4人	年額	8,000以内	9人	日額	8,000	4人	年額	12,000	6人	年額	15,000	6人	年額	
体育指導委員	委員長		25,000	1人	年額				26,000	1人	年額				25,000	1人	年額	
	副委員長														25,000	1人	年額	
	委員		20,000	14人	年額	8,000以内	13人	日額	26,000	9人	年額	26,000	10人	年額	25,000	16人	年額	
青少年育成推進員										15,000	10人	年額	11,000	20人	年額			
自治区スポーツ振興委員													3,000	23人	年額			
社会教育指導員											105,000	1人	月額	130,000	1人	月額		
公民館主事														110,000	1人	月額		
生涯学習センター管理運営委員会委員	会長													15,000	1人	年額		

参 考 事 例 (報 酬 及 び 費 用 弁 償 条 例 に よ る)

単 位 : 円

区 分		田 辺 市		橋 本 市		南アルプス市		さぬき市	
教育委員会	委員長	月 額	105,400	月 額	102,000	年 額	325,000	月 額	50,000
	委員	月 額	78,500	月 額	77,000	年 額	250,000	月 額	40,000
監査委員	識見	月 額	82,800	月 額	126,000	月 額	60,000	月 額	140,000
	議会	月 額	32,300	月 額	39,000	月 額	40,000	月 額	30,000
選挙管理委員会	委員長	月 額	31,200	年 額	263,000	日 額	9,000	月 額	30,000
	委員	月 額	28,000	年 額	197,000	日 額	8,000	月 額	20,000
公平委員会	委員長	月 額	17,200	年 額	99,000	日 額	9,000		
	委員	月 額	12,900	年 額	77,000	日 額	8,000		
農業委員会	会長	年 額	442,900	年 額	394,000	年 額	287,000	月 額	50,000
	副会長(会長代理)	年 額	320,300	年 額	361,000	年 額	238,000	月 額	40,000
	部会長			年 額	361,000	年 額	227,000	月 額	40,000
	委員	年 額	291,400	年 額	329,000			月 額	30,000
固定資産評価審査委員会	委員長			日 額	8,200	日 額	9,000	日 額	9,000
	委員	日 額	12,900	日 額	8,200	日 額	8,000	日 額	8,000
振興計画審議会	委員							日 額	8,000
特別土地保有税審議会	会長							日 額	9,000
	委員							日 額	8,000
情報公開審査会	委員	日 額	12,000	日 額	12,000			日 額	8,000
行政改革推進委員会	委員							日 額	8,000
国民健康保険運営協議会	会長	年 額	36,600						
	委員	年 額	32,300	日 額	8,200			日 額	8,000
国民健康保険診療所協力委員		年 額	12,900						
介護認定審査会の委員		日 額	27,000						
選挙管理委員会	委員長								
	委員								
選挙長		1 日	10,700	1 回	14,000	国会議員の選挙等の 執行経費の基準に関する 法律(昭和25年法律第179号)第14 条第1項各号に掲げる 額。	1 回	11,000	
開票管理者		1 日	10,700	1 回	14,000		1 回	11,000	
投票管理者		1 日	12,700	日 額	21,800		1 回	13,000	
期日前投票所の投票管理者							日 額	13,000	
選挙立会人		1 日	8,900	1 回	12,800		1 回	9,000	
開票立会人		1 日	8,900	1 回	12,800		1 回	9,000	
投票立会人		1 日	10,800	日 額	20,000 (半日)10,000		1 回	11,000	
期日前投票所の投票立会人									
社会教育委員	委員	年 額	32,300	日 額	8,200			日 額	8,000
地区公民館長		年 額	322,500						
公民館運営審議会	委員	年 額	19,400	日 額	8,200		日 額	8,000	
社会教育指導員				月 額	118,000		月 額	150,000	
社会同和教育指導員				月 額	118,000				
図書館協議会	委員	年 額	19,400	日 額	8,200		日 額	8,000	
文化財保護審議会	委員	年 額	25,800	日 額	8,200		日 額	8,000	
各施設運営委員会	会長			年 額	33,000				
	委員			年 額	27,000				
青少年問題協議会	委員	年 額	19,400						

那賀5町合併協議会資料

青少年センター運営委員会	委員			日 額	8,200				
勤労青少年ホーム運営委員会	委員	年 額	19,400					日 額	8,000
スポーツ振興審議会	委員			日 額	8,200				
体育指導員		年 額	32,300	年 額	33,000			年 額	30,000
就学指導委員会	委員	年 額	19,400						
美術館協議会	委員	日 額	6,500						
住居表示審議会	委員	日 額	6,500						
都市計画審議会	委員	日 額	6,500					日 額	8,000
土地区画整理審議会	委員	日 額	6,500						
土地区画整理事業評価員		日 額	6,500						
消防委員会	委員			年 額	22,000				
消防関係者及び議員のうち選出された委員				年 額	11,000				
消防団員									
団長		年 額	79,000						
副団長		年 額	64,000						
分団長		年 額	44,100						
副分団長		年 額	38,700						
部長		年 額	28,000						
班長		年 額	28,000						
団員		年 額	26,900						
技術加給		年 額	3,000						
出勤加給		1 回	2,500						
訓練加給		1 回	2,000						
交通指導員	会長	年 額	39,800						
	副会長	年 額	36,000						
	小隊長	年 額	32,300						
	分隊長	年 額	28,500						
	指導員	年 額	21,500	年 額	33,000			月 額	30,000
水道事業経営審議会	委員	日 額	6,500					日 額	8,000
防災会議	委員			日 額	8,200			日 額	8,000
中小企業資金融資審査委員会	委員			日 額	8,200			日 額	8,000
商工業振興審議会	委員							日 額	8,000
視聴覚ライブラリー運営委員会	委員			日 額	8,200				
人権尊重の社会づくり審議会	委員			日 額	8,200			日 額	8,000
福祉館館長				月 額	110,000				
すみだ寮寮長				月 額	39,400				
家庭相談員				月 額	118,000				
その他附属機関の委員				日 額	8,200				
附属機関の構成員及びその他の非常勤職員	日額をもって定める者					長 委員	7,500 7,000		
	月額又は年額をもって定める者						行政職給料表に掲げる最高の額を超えない範囲内で市長が定める。		
	その他の者						予算の範囲内で市長が定める。		

那賀5町合併協議会資料

学校給食共同調理場運営委員会	委員							1 回	8,000
歴史民族資料館協議会	委員							1 回	8,000
ケーブルネットワーク運営委員会	委員							1 回	8,000
ケーブルネットワーク番組審議会	委員							1 回	8,000
各種統計調査員								日 額	8,000
心身障害児就学指導委員会	委員							日 額	8,000
学校(園)遠距離通学者対策協議会	委員							日 額	8,000
少年育成センター運営委員会	委員							日 額	8,000
少年育成センター補導員								日 額	1,500
B&G 海洋センター運営協議会	委員							日 額	8,000
学校評議員								年 額	10,000
特別職報酬等審議会	委員							日 額	8,000
民生委員推薦会	委員							日 額	8,000
さぬき市病院事業運営審議会	委員							日 額	8,000
児童館運営委員会	委員							日 額	8,000
憩いの森計画推進協議会	委員							日 額	8,000
構造改善センター運営委員会	委員							日 額	8,000
野外音楽広場管理運営委員会	委員							日 額	8,000
同和対策小規模事業融資審査委員会	委員							日 額	8,000
隣保館運営審議会	委員							年 額	8,000
隣保館長								月 額	150,000
働く婦人の家運営委員会	委員							日 額	8,000
水防協議会	委員							日 額	8,000
分解資料展示館運営協議会	委員							日 額	8,000
予防接種健康被害調査委員会	委員							日 額	8,000
在宅健康管理システム推進委員会	委員							日 額	8,000
保健福祉事務所嘱託医								月 額	138,000
総合計画審議会	委員							日 額	8,000
上記以外の特別職の職員で非常勤のもの									勤務内容に基づき任命権者と市長との協議により定める

【 先進地事例 】

県外

合併協議会名等	合併年月日	条例、規則等の取扱い
甲賀地域合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月1日	条例、規則の制定にあたっては、合併協議会で協議、確認された各種事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整します。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの 一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの 合併後に逐次制定し、施行するもの
柏原町・氷上町・青垣町 春日町・山南町・市島町 合併協議会(兵庫県)	平成16年11月1日	6町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等は、原則として現行のとおりとする。 類似、相違しているもの及び1町または数町に制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。
篠山市 (兵庫県)	平成11年4月1日	4町及び多気郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。
東かがわ市 (香川県)	平成15年4月1日	3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの及び2町又は1町のみ制定されているものについては事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備する。

県内

合併協議会名等	確認年月日	条例、規則等の取扱い
海南市・下津町合併協議会	平成15年8月11日	条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分等により、即時制定施行させるもの。 合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。 合併後、逐次制定し、施行させるもの。
田辺広域合併協議会	平成15年6月14日	条例、規則等の制定にあたっては、各種事務事業等の調整内容に基づき、整備するものとする。
新宮市・熊野川町・北山村合併協議会	平成15年8月7日	条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行させるもの
吉備町・金屋町・清水町合併協議会	平成16年1月15日	条例・規則等については、各協定項目の調整内容に基づき統一を図り、新町における事務事業に支障がないよう調整するものとする。
那智勝浦町・太地町合併協議会	平成15年8月8日	条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整するものとする。 合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させるもの 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 合併後、逐次制定し、施行させるもの

【 合併に伴い整備される新自治体例規の施行区分例 】

施行区分	西東京市 / 東京都 (平成13年1月21日合併)	養父市 / 兵庫県 (平成16年4月1日合併)	中主・野洲町 / 兵庫県 (平成16年10月1日合併予定)
<p>専決処分等するもの</p> <p>法令により必ず制定が必要なものや市制施行上空白が許されない事務事業に関するものなど</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の位置を定める条例 市の休日に関する条例 住居表示に関する条例 福祉事務所設置条例 職員定数条例 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 給与条例(特別職、一般職) 行政手続条例 印鑑条例 市税条例 手数料条例 奨学資金支給条例 医療費助成条例(乳幼児・ひとり親家庭) 廃棄物の処理及び再利用に関する条例 違法駐車等の防止に関する条例 市立学校設置条例 公民館設置及び管理等に関する条例 コミュニティーセンター条例 市営住宅条例 市立公園条例 国民健康保険条例 道路占用料等徴収条例 私道補修及び私設下水道に関する条例 下水道条例 選挙管理委員会事務局規程その他の選挙管理委員会告示 教育委員会会議規則その他の教育員会規則 教育員会事務決裁及び専決規程その他の教育員会訓令 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の位置を定める条例 市の休日に関する条例 公告式条例・表彰条例 名誉市民条例 庁舎管理規則 印鑑条例 若者定住促進条例 職員定数条例 電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例 防災対策本部条例・生活安全の推進に関する条例 下吉井集落センター設置及び管理条例 固定資産評価審査委員会条例 振興計画審議会設置条例 市税条例 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 小学校及び中学校の設置に関する条例 市立幼稚園設置条例 市立保育所設置条例 長寿祝金条例 下水道条例 スポーツセンター設置及び管理条例 小規模集合廃水処理施設設置及び管理等条例 廃棄物の処理及び清掃に関する条例 農業委員会選挙による委員の定数に関する条例 公有林野等官公造林条例 戸籍事務取扱条例 消防団の設置等に関する条例 福祉事務所設置条例 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所の位置を定める条例 市の休日に関する条例 市議会の定例会の回数に関する条例 市長の資産等の公開に関する条例 部設置条例 情報公開条例 個人情報保護条例 行政手続条例 印鑑条例 防災対策本部条例 交通指導員設置条例 犯罪被害者支援条例 選挙管理委員会規程 監査委員に関する条例 背挙管理委員会委員長専決処分項 職員のうち管理職員等の範囲を定める規則 総合計画審議会条例 職員定数条例 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 特別会計条例 国民健康保険税条例 使用料の徴収に関する条例 市税条例 手数料条例 財政調整基金条例 財産区管理会条例 教育委員会公告式規則 通学区審議会設置条例 学校給食センター条例 社会教育委員条例 公民館条例 体育館条例 文化財保護条例 地域福祉センター条例 福祉バス管理運営規則 老人憩いの家条例 敬老祝金条例 人権擁護推進員設置要綱 改良住宅条例 国民健康保険条例 住居表示に関する条例 廃棄物の適正処理及び再利用並びに環境美化に関する条例 農業委員会の定数等に関する条例 霊園条例 下水道条例 農業集落排水処理施設条例 市道に関する条例 道路占用料条例 市営住宅管理条例 福祉事務所設置条例
<p>暫定施行するもの</p> <p>新市の条例、規則が定められるまでの間の暫定措置として、従来その地域(旧市町村域)に施行されていた条例、規則を新市の条例、規則として引き続き施行するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉基金条例 心身障害者福祉手当条例 入学資金融資あっせん条例 中小企業事業資金融資あっせん条例 老齢福祉年金加算交付金支給条例 あき地の環境保全に関する条例 勤労者等住宅資金融資あっせん条例 商工業緊急資金貸付条例を廃止する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 町バス運行事業に関する条例 基本財産造成分収林設置条例 商工業振興条例 水洗便所改造等助成金交付要綱 	<ul style="list-style-type: none"> 同和対策持家住宅建設資金等利子補給に関する規則 公共下水道事業運営委員会規則 農林事業等補助金要綱
<p>逐次制定するもの</p> <p>市長職務執行者の専決処分になじまないもの(議案提出権が市長にないもの)</p> <p>新市発足時には必要ないが、合併後、市長等の判断により逐次制定しなければならないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会事務局設置条例 議会委員会条例 議会会議規則 議会傍聴規則 総合計画策定審議会条例 特別職報酬等審議会条例 青少年問題協議会条例 都市計画審議会条例 文化財保護審議会条例 表彰条例 名誉市民条例 公害防止条例 政治論理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例 旅館業を目的とした建築規制条例 	<ul style="list-style-type: none"> 業務改善委員会規程 防犯灯設置条例 市職員表彰条例 	<ul style="list-style-type: none"> 名誉市民条例 議会事務局設置条例 公平委員会設置条例
<p>失効・廃止するもの</p> <p>新自治体には当該廃止例規に相当する例規を継続させる必要がない例規</p>	<ul style="list-style-type: none"> 単年度に適用された設置条例(給与の減額など) 	<ul style="list-style-type: none"> 町歌、音頭の制定 合併審議会設置条例 特別職の職員で常勤であるものの給与の支給の特例に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする条例 議会議員の期末手当の特例に関する条例 土地利用転換計画策定協議会規程

【打田町】

打田町保健福祉センター使用料

1. 基本使用料金

施設名		基本使用料金(円)					
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~17:00	13:00~22:00	9:00~22:00
ホール田園	平日	10,000	14,000	16,000	24,000	30,000	40,000
	土・日・休日	12,000	16,800	19,200	28,800	36,000	48,000

2. 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料金

入場者一人当たり徴収額の最高額	商業、宣伝、営業又はこれらに類するもの	その他の場合
無料	基本使用料金×2倍	基本使用料金
1,000以下	基本使用料金×2倍	基本使用料金×1.2倍
1,001以上3,000以下	基本使用料金×2.5倍	基本使用料金×1.3倍
3,001以上	基本使用料金×3倍	基本使用料金×1.5倍

- 備考 1. 冷暖房施設を利用する場合は、基本使用料の5割増とする。
 2. 町内住居者(団体等に当たっては、その事務所の所在地が町外のものを用いる。)の使用料金は、基本使用料の5割増とする。
 3. 利用の承認時間経過後の超過使用料金は、30分につき利用時間帯使用料の3割を徴収する。
 この場合において、30分未満の端数は、15分以上をもって30分とみなす。
 4. 練習又は準備等のため、ホール田園の舞台のみを利用する場合の使用料金は、利用の承認時間帯使用料の7割を徴収する。
 5. ホール田園のフロアーのみを利用する場合の使用料金は、利用の承認時間帯使用料の7割を徴収する。
 6. 以上の料金には、消費税を含むものとする。なお、使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(附属施設使用料)

品名	単位	使用料(円) (一回につき)	備考	品名	単位	使用料(円) (一回につき)	備考
音響反射板	1式	3,000		CDプレイヤー	1台	500	
音声調整卓	1式	4,000		テープレコーダーカセット	1台	500	
調光操作卓	1式	4,000		オーバーヘッドプロジェクター	1台	500	
テレビモニター	1式	3,000		スライド映写機	1台	500	
グランドピアノ(日本製)	1台	5,000					

霊柩自動車使用料

基礎額		4,100円	備考 1. 使用料の割増 午後10時から午前8時までの深夜、早朝作業 1作業につき900円 30分までごとに450円 2. 使用料の割引 生活保護法の適用を受け、葬儀を営む遺体 基礎額に限り 免除 行旅病人及行旅死亡人取扱法の適用を受ける遺体で引取人のないもの 基礎額に限り 5割 解剖遺体で官公庁の指示によるもの 基礎額に限り 5割
加	10km	1,170	
	20km	2,080	
	30km	3,380	
	40km	4,680	
算	50km	5,980	
	50kmを超え150kmまでの場合20kmまで増すごとの加算額	2,080	
額	150kmを超え500kmまでの場合30kmまで増すごとの加算額	3,380	
	500kmを超える場合50kmまで増すごとの加算額	5,980	
	作業時間が1時間30分を超える場合30分までを増すごとの加算額	330	

打田町公民館使用料（基本使用料）

区分	時間	9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～17:00	備考
		円	円	円	円	
大集会室（全）		7,350	13,350	15,750	21,000	超過1時間当たり 2,625
大集会室（西）		4,200	7,350	8,400	11,550	" 1,575
大集会室（東）		3,375	6,875	7,875	10,500	" 1,050
料理実習室		2,100	3,351	3,675	5,250	" 525
和室（間12）		1,050	1,575	2,100	2,625	" 525
和室（間2）		1,575	2,100	2,625	3,675	" 525

備考

- 1 合計金額に10円未満の額が生じた場合は、端数を切り捨てる。
- 2 町内住居者は、目的外使用の場合、半額とする。
- 3 冷暖房使用の場合は、3割増とする。

打田町社会体育施設使用料

打田町町民体育館使用料	金額（町内）	金額（町外）	備考
	一般及び学生（円）		
午前（8:00～12:00）	無料	4,410	
午後（12:00～18:00）	無料	6,090	
1日（8:00～18:00）	無料	8,400	
夜間（18:00～21:00）	無料	1時間当たり 840	

打田町若もの広場 （多目的グラウンド）	金額（町内）	金額（町外）	備考
	一般及び学生（円）		
午前（8:00～12:00）	無料	2,100	
午後（12:00～18:00）	無料	3,150	
1日（8:00～18:00）	無料	5,250	
17:00～日没まで	無料	1時間当たり 525	

打田町若もの広場 （テニスコート）	金額（町内）	金額（町外）	備考
	一般及び学生（円）		
午前（8:00～12:00）	無料	1,050	
午後（12:00～18:00）	無料	1,575	
1日（8:00～18:00）	無料	2,625	
17:00～日没まで	無料	1時間当たり 315	

打田町若もの広場 （ゲートボール場）	金額（町内）	金額（町外）	備考
	一般及び学生（円）		
1日（8:00～18:00）	1時間当たり 525	1時間当たり 1,050	1コート当たり
17:00～日没まで	1時間当たり 157	1時間当たり 315	

打田町スポーツ公園 （テニスコート）	金額（町内）	金額（町外）	備考
	一般及び学生（円）		
1日（8:00～18:00）	1時間当たり 525	1時間当たり 1,050	1コート当たり
夜間（18:00～21:00）	1時間当たり 525	1時間当たり 1,050	

打田町社会体育施設使用料

紀の川総合グラウンド (紀の川グラウンド)	金額(町内)	金額(町外)	備 考
	一般及び学生 (円)		
午前(8:00~12:00)	無料	2,100	
午後(12:00~18:00)	無料	3,150	
1日(8:00~18:00)	無料	5,250	
17:00~日没まで	無料	1時間当たり 525	

紀の川総合グラウンド (ゲートボール場)	金額(町内)	金額(町外)	備 考
	一般及び学生 (円)		
午前(8:00~12:00)	無料	1,050	
午後(12:00~18:00)	無料	1,575	
1日(8:00~18:00)	無料	2,625	
17:00~日没まで	無料	1時間当たり 315	

備考 合計金額に10円未満の額が生じた場合は、端数を切り捨てる

打田町町民プール使用料

種 別	一人1回につき	超過1時間につき	摘要
個 人	200円	200円	
	200	200	5歳以上
団 体	100	100	
	100	100	5歳以上
専用に使用する場合	1コース 1回 2,000円		

(附属器具使用料)

種 別	単 位	使 用 料
放送器具	1式 1回	200円
コインロッカー	1式 1回	200

打田町学校施設使用料

区 分	昼 間 (円)	夜 間 (円)	使用時間【5時間以内】 (円)
体育館	3,150	5,250	超過1時間当たり 630
教室	1,050	1,570	" 210
運動場	1,050	2,100	" 210
講 堂	3,150	5,250	" 630

備考 社会教育に関するものについては、減免することができる。

【粉河町】

墓地使用料
矢倉墓地

等級	価格 (円)	等級	価格 (円)
1の1	35,000	3の5	89,000
2の1	44,280	3の6	98,000
2の2	35,420	4の1	69,000
2の3	20,240	4の2	89,000
3の1	52,000	4の3	120,000
3の2	59,000	4の4	138,000
3の3	69,000	4の5	167,000
3の4	79,000	4の6	200,000

小坂墓地

等級	価格 (円)
1～191	230,000
192	580,000
193～196	350,000
197	260,000
198	470,000
199～200	580,000

粉河町公民館使用料（基本使用料）

区分	使用時間	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	備考
		円	円	円	円	
料理室		2,550	3,570	4,080	10,200	
美術室		2,550	3,750	4,080	10,200	
和室		1,020	2,040	2,040	5,100	
茶室		1,020	2,040	2,040	5,100	
視聴覚室（平日）		3,570	5,610	6,120	15,300	
視聴覚室（土・日・祝日）		4,080	7,140	7,140	18,360	
会議室		2,550	3,750	4,080	10,200	
コンピューター室		1,020	2,040	2,040	5,100	コンピューターを使用する場合は1台あたり300円増し

- (1) 冷暖房を必要とする場合は、基本使用料の5割増しとする。
- (2) 郡外居住者（団体等にあつては、その事務所の所在地）の使用は、基本使用料の5割増しとする。

粉河町体育館使用料（体育館）

種別	時間	8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:00~22:00	備考
		円	円	円	円	
スポーツに使用の場合		1,260	1,570	1,570	4,410	町内居住者
		4,410	5,250	5,250	14,910	町外居住者
その他に使用する場合		1,260	1,570	1,570	4,410	町内居住者
		7,350	10,500	14,700	32,550	町外居住者
興行等営利を目的に使用する場合		42,000	52,500	63,000	157,500	

粉河町体育館使用料（ロビー）

8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:00~22:00	備考
円	円	円	円	
250	310	310	890	町内居住者
2,100	2,620	2,620	7,350	町外居住者

粉河町体育館使用料(備品)

品名	単位	使用料	摘要
卓球台	1組	円 520	1日
バスケットピンポン台	1組	310	1日
トランポリン	1式	3,150	1日
放送器具	1式	1,050	1日
電源	1箇所	520	1時間
長机	1脚	200	持ち出し1日
椅子	1脚	100	持ち出し1日
受付用テント	1張	1,050	1日
マット	1枚	1,050	1日

社会体育施設夜間照明施設

使用者	回数	金額	備考
町内居住者	1回	円 2,100	
町外居住者	1回	5,250	

粉河町武道館使用料

区分	時間	8:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:00~22:00	備考
		円	円	円	円	
スポーツに使用の場合		520	630	630	1,780	町内居住者
		3,150	3,670	3,670	10,500	町外居住者
その他に使用する場合		520	630	630	1,780	町内居住者
		3,670	4,200	4,200	12,070	町外居住者

武道館備品

品名	単位	使用料	摘要
柔道用畳	1枚	310円	持ち出し1日

粉河町民運動場使用料(運動場)

区分	時間	7:00~12:00	12:00~18:00	7:00~18:00	備考
		円	円	円	
野球・ソフトボールに使用の場合	ACコート	5,250	7,350	12,600	町外居住者
	BDEコート	4,200	6,300	10,500	〃
	鞆淵運動場	3,150	4,200	7,350	〃
	西部運動場	2,100	3,150	5,250	〃
	多目的運動場	2,100	3,150	5,250	〃
人工芝テニスコート	1面に付	1,570	2,100	3,670	町内居住者
	1面に付	3,150	3,780	6,930	町外居住者
陸上競技及び他のスポーツに使用の場合	1面に付	4,200	6,300	10,500	〃
	鞆淵運動場	3,150	4,200	7,350	〃
	西部運動場	2,100	3,150	5,250	〃
	多目的運動場	2,100	3,150	5,250	〃
スポーツ以外に使用の場合	1面に付	4,200	6,300	10,500	〃
	鞆淵運動場	3,150	4,200	7,350	〃
	西部運動場	2,100	3,150	5,250	〃
	多目的運動場	2,100	3,150	5,250	〃

粉河町民運動場使用料(備品)

品名	単位	使用料	摘要
ベース	1組	円 310	1回又は1日
ライン引	1台	200	〃
テニスネット	1張	310	〃
電源	1箇所	520	〃

粉河町町民プール使用料（プール）

個人・団体の場合	個人	大人 100円	小人（中学生以下） 50円
	団体（20人以上）	大人 50円	小人（中学生以下） 30円
専用に使用する場合	1コース 1回 1,050円		

粉河町町民プール使用料（付属器具）

放送器具	1式1回	200円
コインロッカー	1個1回	50円

粉河町学校設備使用料

区分	時間				備考
	8:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	8:00～22:00	
粉河町中学校屋内運動場	円	円	円	円	町内居住者
	1,260	1,570	1,570	4,410	
鞆淵小学校、竜門小学校、粉河小学校、川原小学校屋内運動場	円	円	円	円	町外居住者
	4,410	5,250	5,250	14,910	
教室（各校）	円	円	円	円	町内居住者
	1,050	1,050	1,570	3,670	
校庭（各校）	円	円	円	円	町外居住者
	3,150	4,200	5,250	12,600	
教室（各校）	円	円	円	円	町内居住者
	520	520	1,050	2,100	
校庭（各校）	円	円	円	円	町外居住者
	1,050	1,050	2,100	4,200	
校庭（各校）	円	円	円	円	町内居住者
	-	-	-	-	
校庭（各校）	円	円	円	円	町外居住者
	3,150	5,250	-	-	

粉河ふるさとセンター使用料

区分	使用時間				備考
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00	
大ホール（平日）	円	円	円	円	1．冷暖房を必要とする場合は、基本使用料の5割増しとする。 2．大ホール及び舞台のみの特殊効果、特殊照明施設の使用料は、基本使用料のそれぞれ5割増しとする。 3．郡外居住者（団体にあつては、その事務所の所在地）の使用料は、基本使用料の5割増しとする。 4．営利を目的として使用の場合は、基本使用料の5割増しとする。
大ホール（土・日・祝）	14,280	22,440	24,480	61,200	
舞台のみ（平日）	5,100	7,140	8,160	20,400	
舞台のみ（土・日・祝）	6,120	9,180	10,200	25,500	
リハーサル室	2,040	3,570	4,590	10,200	
楽屋A	1,020	2,040	2,040	5,100	
楽屋B	200	410	410	1,020	
シャワー室	1,020	1,020	1,020	1,020	
小ホール（平日）	5,100	7,140	8,160	20,400	
小ホール（土・日・祝）	6,120	8,670	9,690	24,480	
野外ステージ・広場	6,120	9,180	10,200	25,500	

ふるさとセンター附属設備使用料

品名	単位	使用料(円) (一回につき)	備考	品名	単位	使用料(円) (一回につき)	備考
平台	1台	200		移動コード掛け	1台	100	
箱足	1台	50		ワイヤレスアンプ	1台	500	
ケコミ	1枚	200		ミキシングアンプ	1台	1,000	
演台	1台	500		16ミリ映写機	1式	1,000	スクリーン付
花台	1台	200		スライド映写機	1式	500	スクリーン付
花瓶(夏目慶形20号)	1瓶	200		液晶プロジェクター	1式	1,000	スクリーン付
司会者台	1台	200		ビジュアルプレゼンター	1式	1,000	テレビジョン付
プログラムスタンド	1台	100		オーバーヘッドプロジェクター	1式	500	スクリーン付
高座用座布団	1枚	100		レーザーディスクプレーヤー	1式	3,000	所有ディスク付
指揮者台	1台	200		CDラジオカセット	1台	200	
指揮者譜面台	1台	100		マイクロホン	1本	200	
金屏風	半双	1,000		マイクスタンド	1本	100	
舞台袖姿見	1面	200		グランドピアノ	1台	5,000	
太鼓	1張	200					

【那賀町】

那賀町保健福祉センター

区 分	多目的ホール		多目的ホール以外の会議室	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
町内居住者	5,250円	10,500円	1,050円	2,100円
町外居住者	10,500円	21,000円	2,100円	4,200円

那賀町総合センター

区 分	大会議室		小会議室	
	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
町内居住者	5,250円	10,500円	1,050円	2,100円
町外居住者	10,500円	21,000円	2,100円	4,200円

ただし、冷暖房使用の場合は、3割増とする。

那賀町教育集会所使用料

区 分	昼 間		夜 間	
	冷暖房を使用しない場合	冷暖房を使用する場合	冷暖房を使用しない場合	冷暖房を使用する場合
町内居住者	1,050円	1,260円	1,260円	1,470円
町外居住者	1,260円	1,470円	1,470円	1,680円

那賀町町民体育館使用料（単位：円）

室 名	区 分			町 外			その他、入場料 使用 者（団体）		
	町 内	町 外	その他	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
ア リ ナ	1,570	2,100	3,150	3,150	4,200	6,300	10,500	21,000	31,500
	時間外1時間ごとに 520円増			時間外1時間ごとに 1,050円増			時間外1時間ごとに 5,250円増		
ト レ ー ニング ル ーム	780	1,050	1,570	1,570	2,100	3,150	5,250	10,500	15,750
	時間外1時間ごとに 260円増			時間外1時間ごとに 520円増			時間外1時間ごとに 2,620円増		

那賀町若もの広場使用料

区 分	午前8時～正午	正午～午後6時	午前8時～午後6時
A コ - ト	3,150円	4,200円	5,770円
B コ - ト	2,100円	3,150円	4,200円

那賀町 B&G 海洋センター（町民プール）使用料

区 分	使 用 料 及 び 使 用 時 間		
	午前10時～正午	午後1時～5時	午後6時～9時
幼・小・中学校	210円	210円	210円
高校生・一般	310円	310円	310円

【桃山町】

桃山町調月区民会館使用料

区 分	使 用 料	備 考
午前8時30分～正午	3,150円	
正午～午後5時	3,150円	
午前8時30分～午後5時	5,250円	
午後6時～午後10時	3,150円	

桃山町調月北部高島集会所使用料

区 分	使 用 料	備 考
午前8時30分～正午	3,150円	
正午～午後5時	3,150円	
午前8時30分～午後5時	5,250円	
午後6時～午後10時	3,150円	

桃山町調月東部集会所使用料

区 分	使 用 料	備 考
午前8時30分～正午	3,150円	
正午～午後5時	3,150円	
午前8時30分～午後5時	5,250円	
午後6時～午後10時	3,150円	

総合センター桃山会館使用料

室 名	1日当りの使用時間		冷暖房付加料	付 記
	4時間未満	4時間以上		
	円	円		
大会議室	5,250	10,500	使用1時間当たり 2,100円 1,570円	
会議室のみ	3,150	5,250		
集会室のみ	3,150	5,250		
その他の室	1,570	3,150		

桃山町保健福祉センター使用料

名称	区分	使用時間	使用料	備考
ピーチホール	全体	午前9時～午後0時	8,200円	
		午後0時～午後5時30分	10,200円	
		午後5時30分～午後9時30分	10,200円	
ピーチホール以外の各室等	1室	午前9時～午後0時	3,050円	使用料は各室等の1室当りの額とする
		午後0時～午後5時30分	5,100円	

桃山町介護予防拠点施設使用料

名称	区分	使用時間	使用料	備考
介護予防拠点施設 全体		午前9時～午後0時	4,200	
		午後0時～午後5時	6,300	
		午後5時～午後9時	8,400	

桃山町立調月北部集会所使用料

室名	区分	使用料	備考
和室	午前8時30分～正午	2,620円	
	正午～午後5時	2,620円	
	午前8時30分～午後5時	4,200円	
料理室	午前8時30分～正午	3,150円	
	正午～午後5時	3,150円	
	午前8時30分～午後5時	5,250円	
全室	午前8時30分～正午	5,770円	
	正午～午後5時	5,770円	
	午前8時30分～午後5時	8,400円	

桃山町ふれあいコミュニティセンター使用料

名称	区分	使用時間	使用料	備考
コミュニティ活動費室・和室・調理 実習室・栄養指導室・研修室・多目 的ホール	1室	午前9時～午後0時	1,500	使用料は「名称」欄の各室の1室 当りの額とする
		午後0時～午後5時	2,100	
		午後5時～午後10時	2,600	
和室・多目的ホール	全体	午前9時～午後0時	2,100	使用料は和室又は多目的ホールご との額とする
		午後0時～午後5時	3,100	
		午後5時～午後10時	3,600	

桃山町就業改善センター

維持費として使用する光熱水費とする。

桃山町転作促進研修指導施設

維持費として使用する光熱水費とする。

桃山町段地区総合営農指導センター

維持経費として使用する水熱光費等とする。

桃山町善田地区総合営農指導センター

維持経費として使用する水熱光費等とする。

安楽川南部地域ブランド定着施設

維持経費として使用する水熱光費等とする。

桃山町百合集落センター

維持費として使用する光熱水費とする。

桃山町段新田集落センター

維持費として使用する光熱水費とする。

桃山町鷹巣尾集落センター

維持費として使用する光熱水費とする。

桃山町細野生活改善センター

維持費として使用する光熱水費とする。

桃山町民体育館使用料

区 分	使 用 料	備 考
午前8時30分～正午	3,150円	
正午～午後6時	3,150円	
午前8時30分～午後6時	5,250円	
午後6時～午後9時	2,100円	

桃山町民グランド使用料

種 別	単 位	区 分	使用料	備考
野球グランド	1面	8時30分～正午、正午～17時	7,350円	
		8時30分～17時	10,500円	
サッカーグランド	1面	8時30分～正午、正午～17時	10,500円	
		8時30分～17時	15,750円	
トラック	1面	8時30分～正午、正午～17時	7,350円	
		8時30分～17時	10,500円	
全グランド	1面	8時30分～正午、正午～17時	26,250円	
		8時30分～17時	42,000円	

桃山勤労者体育センター使用料

種別	時間	8:00-12:00 4時間	12:00-17:00 5時間	17:00-22:00 5時間	8:00-22:00 14時間
勤労者被雇用保険者		4,200円	4,200円	7,350円	12,600円
その他		7,350円	7,350円	11,550円	21,000円

桃山町調月ゲートボール場使用料

区 分	使 用 料	備 考
午前8時～正午	3,150円	
正午～午後5時	3,150円	
午前8時～午後5時	5,250円	

奥安楽川広場施設使用料

区 分	使 用 料	備 考
午前8時～正午	1,050円	
正午～午後5時	1,050円	
午前8時～午後5時	1,570円	

細野溪流キャンプ場使用料

使用する施設名	区 分	料 金
清掃協力金	1人1日	200円
清掃協力金	1人1泊	400円
バンガロー	1室1日	2,000円
バンガロー	1室1泊	3,500円
オートキャンプ	1区画1日	1,500円
オートキャンプ	1区画1泊	3,000円
テント	1張1泊	1,500円
テント敷地料	1張1泊	1,000円
シャワー	1回	100円

【貴志川町】

貴志川町立学校等の目的外使用 (単位：円)

名称	昼		夜	
	町内	町外	町内	町外
屋内運動場	1,030	2,060	1,540	3,090
屋外運動場	1,030	2,060	-	-
建物(1室につき)	510	1,030	1,030	1,540
校庭	510	1,030	1,030	1,540
柔剣道場	1,030	2,060	1,540	3,090

貴志川町生涯学習センター使用料 (単位：円)

施設名	基本使用料金				
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	
文化ホール	平日	10,000	15,000	20,000	45,000
	土・日・祝日	12,000	18,000	24,000	54,000
エントランスホール	5,000	7,500	10,000	22,500	
展示ホール	3,000	4,500	6,000	13,500	
楽屋1	1,000	1,500	2,000	4,500	
楽屋2	500	700	1,000	2,200	
楽屋3	500	700	1,000	2,200	
サークル室	1,000	1,500	2,000	4,500	
講義室1	3,000	4,500	6,000	13,500	
講義室2	2,000	3,000	4,000	9,000	
講義室1・2	5,000	7,500	10,000	22,500	
学習室1	3,000	4,500	6,000	13,500	
学習室2	2,000	3,000	4,000	9,000	
学習室3	1,000	1,500	2,000	4,500	
学習室4	1,000	1,500	2,000	4,500	
学習室3・4	2,000	3,000	4,000	9,000	
学習室5	1,000	1,500	2,000	4,500	
録音室	500	700	1,000	2,200	
創作室	2,000	3,000	4,000	9,000	
リハーサル室	2,000	3,000	4,000	9,000	
和室	1,500	2,200	3,000	6,700	
茶室	1,500	2,200	3,000	6,700	
多目的広場	5,000	7,500	10,000	22,500	

使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料金(入場料を徴収しない場合でも年会費等を徴収している場合は、これを含む。)

入場者一人当たりの徴収額の最高額	商業、宣伝、営業又はこれらに類するもの	その他の場合
無料	基本料金 × 2倍	基本料金
1,000円以下	基本料金 × 2倍	基本料金 × 1.2倍
1,001円以上 3,000円以下	基本料金 × 2.5倍	基本料金 × 1.3倍
3,001円以上	基本料金 × 3倍	基本料金 × 1.5倍

祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)定める祝日をいう。
 施設の夜間利用時間は、午後10時までとし、時間延長は認めない。
 ホール使用時間超過使用料金は、その直前の時間帯の使用料金の30%に相当する額を徴収する。

冷暖房を必要とする場合は、基本料金の5割増とする。
 準備若しくは原状回復のため使用する場合は又は練習のための舞台のみを使用する場合の使用料金は、基本料金の70%」を徴収する。
 多目的広場の使用料は、催しの場合のみ徴収する。
 附属設備の名称及び使用料の額は、規則で定める。
 町外居住者に使用は、基本料金の5割増とする。
 以上の料金には消費税を含み、10円未満の端数が生じたときには切捨てとする。

附属設備使用料(単位:円)

品名	単位	使用料(1回につき)	品名	単位	使用料(1回につき)
音響反射板	一式	3,000	演台	1台	500
音声調整卓	一式	4,000	司会者台	1台	200
調光操作卓	一式	4,000	花台	1台	100
テレビモニター	一式	3,000	所作台	1台	100
16ミリ映写機	1台	1,000	平台	1台	100
35ミリ映写機	一式	5,000	めくり台	1台	100
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000	落語用見台	1台	100
スライド映写機	1台	500	指揮者台	1台	200
グランドピアノ(外国製)	1台	10,000	指揮者用譜面台	1台	100
グランドピアノ(日本製)	1台	5,000	演奏者用譜面台	1台	100
アップライトピアノ(日本製)	1台	1,000	金屏風(ホール)	1双	1,000
8ミリビデオカメラ	1台	1,000	金屏風(講義室)	1双	500
テープレコーダーカセット	1台	500	松羽目	一式	3,000
レコードプレイヤー	1台	500	竹羽目	一式	3,000
CDプレイヤー	1台	500	簡易ステージ	1式	1,000
マイク等	1式	500	液晶ビデオ	1台	1,000
茶道具	1式	3,000	放送機材(講義室)	1式	2,000
陶芸用電気釜	1式	5,000			

貴志川町コミュニティセンター使用料(単位:円)

名称	午前9時~午後1時		午後1時~午後5時		午後5時~午後10時	
	町内	町外	町内	町外	町内	町外
研修室1	1,000	2,000	1,000	2,000	1,500	3,000
研修室2	1,000	2,000	1,000	2,000	1,500	3,000
研修室3	1,000	2,000	1,000	2,000	1,500	3,000
和室1	1,000	2,000	1,000	2,000	1,500	3,000
和室2	1,000	2,000	1,000	2,000	1,500	3,000
大集会室	3,000	6,000	3,000	6,000	4,500	9,000
調理実習室	1,000	2,000	1,000	2,000	1,500	3,000
加工室	1,000	2,000	1,000	2,000	1,500	3,000
天文台	町内 一般1人1回 200	町外 一般1人1回 400	高校生以下1人1回 100	高校生以下1人1回 200		
トレーニング室	町内 1人1回 200	町内 1人1ヶ月 1,000				
	町内 1人1回 400	町内 1人1ヶ月 2,000				

備考
 1 許可に係る利用区分が1利用区分を超えて利用する場合の使用料額は、それぞれの利用区分の規定使用料額の合計とする。
 2 利用に際し、許可に係る利用区分を超える利用区分の延長は原則として認めない。ただし、管理上支障がない場合は、1時間以内に限りこれを認めることがある。この場合において、使用料の加算は行わない。

- 3 西貴志コミュニティセンター大集会室を区切って使用する場合は、研修室と同じ扱いとする。
 4 使用料には消費税及び地方消費税を含むものとする。

貴志川町民体育館（貴志川勤労者体育センター）（単位：円）

区 分 名 称	昼			間			夜			間		
	町 内		町 外	勤労者被雇用保険者			町 内		町 外	勤労者被雇用保険者		
	午前	午後	全日	午前	午後	全日	午前	午後	全日	午前	午後	全日
町民体育館 （勤労者体育センター）	1,500	2,000	3,000	3,000	4,000	6,000	1,500	2,000	3,000	1,500	3,000	1,500
	時間外 1 時間毎に 500 円増			時間外 1 時間毎に 1,000 円増			時間外 1 時間毎に 500 円増			時間外 1 時間毎に 500 円増	時間外 1 時間毎に 1,000 円増	時間外 1 時間毎に 500 円増

区 分 名 称	昼			間			夜			間			
	町 内		町 外	町 内			町 外			町 内		町 外	
	午 前	午 後	全 日	午 前	午 後	全 日	午 前	午 後	全 日	午 前	午 後	全 日	
貴志川スポーツ公園	ソフトボール場 （1面）	500	700	1,000	1,000	1,400	2,000	500	1,000	時間外 1 時間毎に 100 円増	200 円増		
	ゲートボール場 （1面）	250	350	500	500	700	1,000	250	500	時間外 1 時間毎に 50 円増	100 円増		
	野球場 （1面）	3,000	4,000	6,000	6,000	8,000	12,000	3,000	6,000	時間外 1 時間毎に 1,000 円増	2,000 円増		
	テニスコート（1面）	1 時間 500		1 時間 1,000		1 時間 1,000		1 時間 500	1 時間 1,000				
	テニスラケット（1回1本）	200						200					
	テニスシューズ（1回1足）	100						100					
長山ふれあい公園	多目的広場（1回）	1,000	1,400	2,000	2,000	2,800	4,000	1,000	2,000	時間外 1 時間毎に 200 円増	400 円増		
	ゲートボール場 （1面）	250	350	500	500	700	1,000	250	500	時間外 1 時間毎に 50 円増	100 円増		
	丸栖北広場	500	700	1,000	1,000	1,400	2,000	500	1,000	時間外 1 時間毎に 100 円増	200 円増		

- 備 考 (1) 貴志川スポーツ公園ソフトボール場の夜間照明施設使用料は、1時間につき500円とする。
 (2) 貴志川スポーツ公園テニスコートの夜間照明施設使用料は、1時間につき500円とする。

【打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町】

道路占有料(単位:円)

占有物件	単位	占有料	摘要	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	770	
	第2種電柱		1,200	
	第3種電柱		1,600	
	第1種電話柱		690	
	第2種電話柱		1,100	
	第3種電話柱		1,500	
	その他の柱類		53	支線柱等
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7	電線、電話線、有線放送線等
	地下電線その他地下に設ける線類		4	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520	路上の開閉器、低圧分岐装置等
	地下に設ける変圧器	占有面積1m ² につき1年	360	地下の開閉器、低圧分岐装置等
	PHS無線基地局	1基につき1年	310	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100	ガス制圧塔、光アクセス装置等
	郵便差出箱		450	
広告塔	表示面積1m ² につき1件	1,100		
その他のもの	占有面積1m ² につき1件	1,100	バス待合所、時刻表示板	
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36	NTT
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		53	関西電力(株)水道管、下水管
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		71	ガス管その他これらに類する施設
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		140	
	外径が0.4m以上1.0m未満のもの		360	
外径が1.0m以上のもの		710		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1,100		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1m ² につき1年	Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路		710	
	地下に設ける通路		360	
その他のもの		1,100	地下駐車場等	

占有物件	単位	占有料	摘要		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1m ² につき1日	11		
	その他のもの	占有面積1m ² につき1月	110	自動販売機、コインロッカー等	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	1本につき1日	110	
		その他のもの	1本につき1月	1,100	ショーウィンドサインポール等
	標識		1本につき1年	850	理容所等の業種を示すマーク等
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11	
		その他のもの	1本につき1月	110	
	幕(令第7条第2号に掲げる工事中施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1m ² につき1日	11	
		その他のもの	その面積1m ² につき1月	110	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100	
		その他のもの		550	
	令第7条第2号に掲げる工事中施設及び同条第3号に掲げる工事中材料	占有面積1m ² につき1月	110		
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		110			
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1m ² につき1年	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.011を乗じて得た額	
		階数が3のもの		Aに0.015を乗じて得た額	
		階数が4以上のもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が2のもの	Aに0.011を乗じて得た額		
		階数が3のもの	Aに0.015を乗じて得た額		
		階数が4以上のもの	Aに0.016を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額			

先進地事例

県外

合併協議会名等	合併年月日	使用料、手数料の取扱い
甲賀地域合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月1日	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により合併時に統一する。 使用料については、原則として現行どおりとします。ただし同一又は類似する施設の使用料については、4年を目途に統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会 (兵庫県)	平成17年3月31日	4町で差異のない手数料及び朝来郡広域行政事務組合の独自の手数料については、現行のとおりとする。 4町及び朝来郡広域行政事務組合で差異のある手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金となるよう合併時までに統一を図る。 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なり、また、その使用料額が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併後、可能な限り統一する方向で調整する。 また、新市において、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平性の原則から、適正な料金のあり方等について検討する。 住宅使用料については、公営住宅法等に基づき、新市に引き継ぐ。

県内

合併協議会名等	確認年月日	条例、規則等の取扱い
海南市・下津町合併協議会	平成15年8月11日	施設関係の使用料については、現行のとおりとする。ただし、新市における一体性の確保を図るため、従来からの経過や実情に配慮するとともに、負担の適正化及び負担公平の原則の観点から、新市において適正な料金のあり方について検討する。 手数料については、合併時に統一する。
那智勝浦町・太地町合併協議会	平成16年2月6日	戸籍に関する法定受託事務の手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令による。 新町の公営住宅家賃の決定は、現行どおりとする。 両町独自に決めている使用料については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

新市電算システム統合化計画書

平成16年4月

那賀5町電算システム統合調査検討委員会

新市電算システム統合化計画について 目次

目次	1
第1章 電算システムの統合	
1. 基本方針	2
2. 電算化業務の現状	3
3. 統合の形態	4
4. 導入の方法	5
5. 購入方式	5
6. システム仕様	5
7. 統合化スケジュール	6
第2章 高速情報通信網（インフラ）の整備	
1. 5町間の基幹ネットワーク	7
2. 本支庁 - 各施設間の支線ネットワーク	8
第3章 新市電算システムにおける安全性の確保	
1. 個人情報の保護	9
2. セキュリティ・障害対策	9
3. 情報セキュリティポリシーの策定	9
（別紙1）電算システム統合 現況調査結果の分類について	10
（付録）用語集	12

第1章 電算システムの統合

1. 基本方針

打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町は、平成17年3月の新設合併、新市誕生を前提とし、電算システムの統合化を行なう。

電算システムの統合にあたっては、現在5町で進めている事務事業一元化作業と合わせて行政改革・事務改善を進め、以下の要件を満たす地域性を考慮した先進的な電算システムを構築する。

- 1) 短期間における業務システムの安全かつスムーズな統合を図る。
- 2) 合併規模70,000人の自治体にふさわしい高機能なシステムを構築する。
- 3) 各種合併特例処理に対応可能なシステムとする。
- 4) 情報セキュリティを重視したシステムとする。
- 5) 電子自治体を見据えたネットワーク型行政への柔軟な対応を行う。

新市システムは、短期間での確実な統合、データ移行を実現すると同時に、安定稼働を前提条件とする。特に基幹系業務システムは、住民基本台帳や税の賦課収納等多くの行政事務に利用されており、住民サービスに支障を及ぼさないように、安定性と確実性を重視したシステム統合を行う。行政事務は、市民の個人情報のみならず、行政運営上重要な情報を取り扱っており、情報セキュリティを重視したシステムであること。また、システム利用者である職員自らが、自分たちの必要とする情報を自発的、積極的に構築し、分析や企画立案等に活用できる機能にも十分考慮したものとする。

なお、5町の地域において、行政サービスの格差による不公平感を住民に与えることのないよう、合併前の早い段階で5町間の高速情報通信網の整備を行い、それを基盤として、広域的対応が可能な新市システムの構築に着手する。

2. 電算化業務の現状

事業名	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町
住民記録システム					
印鑑システム					
戸籍システム					
住基ネットシステム					
外国人登録システム					
外字システム					
住登外宛名システム					
個人住民税システム					
法人住民税システム					
軽自動車税システム					
税務収納消込システム					
固定資産税システム					
画地基図管理システム					
家屋評価計算システム					
名寄帳保存システム					
納税組合管理システム					
口座管理システム					
国民年金システム					
福祉年金システム					
福祉医療システム					
老人施設措置費システム					
児童手当システム					
健康管理システム					
介護保険システム					
国民健康保険システム					
高額医療費償還システム					
保育料システム					
保育給食システム					
学校教育システム					
水道料金システム					
水道管路システム					
水道固定資産システム					
企業会計システム					
下水道料金システム					
集落排水料金システム					
地籍調査管理システム					
土木積算システム					
土地改良積算システム					
農家台帳システム					
畜犬管理システム					
住宅貸付償還システム					
人事給与システム(議員・賃金含む)					
財務会計システム					
起債管理システム					
選挙管理システム					
備品管理システム					
防災無線機器管理システム					
法令・条例検索システム					
文書管理システム					
行政案内・相談システム					
図書館システム					
講座案内・予約システム					
施設案内・予約システム					
グループウェアシステム					

3. 統合の形態

打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町の合併時における電算システム統合については、以下の統合形態が考えられる。

- ・新規構築 …… 既存の電算システムを廃止し新規に構築する形態。
- ・集約 …… 既存の電算システムのどれか1つに集約する形態。
- ・併用(混在) …… 旧各自治体の既存システムを連携し、活用していく形態。

統合形態	総合評価	リスク	コスト	構築期間	サービス	メリット	デメリット	コスト
新規構築			×	×		<ul style="list-style-type: none"> ・旧町の組織、或いは事業の大幅な見直しが行われる事が予想され、これを機会に電算システムを新規に構築する事は、一般的には、最適化・効率化の面で優れていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの電算システムと異なったシステムの運用となり、操作面での職員への負荷が一時的に増大する事が予想される。 ・新規システム(パッケージ)を適用し、運用に合わせたシステム改修を行う必要がある。合併期日迄の残り少ない期間の中では、大幅な改修作業は困難となり安定稼働へのリスクが大きくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務毎の新規パッケージ費用の積み上げとなり、多大な経費が必要となる事が予想される。 ・データ移行作業費用が膨大となる。 ・事務処理を極力パッケージに合わせる運用に変えればカスタマイズ費用を抑える事が可能だが、運用を変える事が困難な場合大幅なシステム改修が発生し改修経費が増大。
集約						<ul style="list-style-type: none"> ・既存のいずれかのシステムへの統合となり、稼働実績があり安定した電算システムの構築が可能であり、職員への負荷が少なくなる統合方式である。 ・合併期日迄の残り少ない期間の中で、短期間且つ安全な統合が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併特例措置対応によるシステム改修作業が必要。 ・データ統合作業において、合併特例措置対応を取り扱える(旧自治体単位での集計・分析が可能)方式での統合作業が必須のため、データ管理体系の見直しが発生し、システム改修が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規パッケージ購入費用は不要。 ・データ移行費用は、新規構築方式よりも安価。 ・合併特例措置対応及び組織や事業の見直しに伴う、事務処理の変更に合わせたシステム費用が必要となる。
併用(混在)	×	×	×			<ul style="list-style-type: none"> ・最小限のシステム(住民記録)のみを統合し、それ以外は各町それぞれの既存システムを使用することで、合併時の影響を一時的に回避する事を目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの既存システムを残すため、システム連携(データ連携)のためのシステム改修が必要。 ・合併後の法改正等にかかるシステム改修は、それぞれのシステムに適用する必要がある。 ・事務運用面としては、それぞれのシステムを使用する必要があり非効率であり、職員負荷も大きい。 ・将来的には、システム統合(新規構築)を再度行う必要あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務システム毎の連携を行う必要があり、システム連携(データ連携)費用が増大。 ・既存システムを継続使用するため維持費用が高くなり、将来的にもシステム統合(新規構築)を行う必要が生じ、システム統合費用全体としては高くなる。 ・合併特例措置対応、法改正等への対応もそれぞれのシステムに適用する必要があり、結果的には多大な改修経費が発生。

4．導入の方法

電算システム導入については、信頼性の確保と短期間での着実な統合、人口規模(データ量)、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ、および、危機管理対策等を総合的に分析した結果、5町のいずれかで稼働している業務システムに集約し、新市用に構築する。

なお、統合対象業務については、業務別にシステム形態を比較検討した上で、5町の現行稼働業務を統合することを基本に、新市施行に伴い発生する新規業務(新規開発)も含めるものとする。

参考資料「別紙1」

個別システムに関しては、各担当分科会の統合方針に基づき電算統合を進める。電算分科会は必要に応じて支援を行なう。

5．購入方式

5町共同の単独購入方式

(代表町による契約を行い、他町は代表町に負担金を支出)

6．システム仕様

別途、各業務担当者とベンダーとの打ち合わせにより定める。

第2章 高速情報通信網（インフラ）の整備

1.5 町間の基幹ネットワーク

5町間のネットワーク整備に関しては、新市で採用するシステムが必要とする通信速度（各支庁での窓口業務に支障をきたさない）の確保やメール、インターネットの常時接続環境、LGWAN 接続対応、更に将来の電子申請・届出サービス等にも配慮し、合併後の本庁 - 支庁（支所）間は、高速情報通信網（ブロードバンド）が望ましい。

高速情報通信網の整備には、現在光ファイバーによる接続が主流となっているが、その構築手法としては、以下のような形態が考えられる。

形態	メリット	デメリット	コスト
光ケーブルの自設自営	<ul style="list-style-type: none"> ・高速通信 100M 以上が可能 ・必要に応じて帯域を複数に分割可能 ・ループ型、スター型があるが、障害時に折り返し通信が可能なループ型が現在は主流 	<ul style="list-style-type: none"> ・回線も含めたネットワークの管理、監視、運営を自営で行う必要あり ・災害時の復旧が独自では困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期導入費用が数億円 ・運営コストは電柱借上げ費用等を含め年間一千万円以上 ・災害時には復旧費用が別途必要
光ケーブルをCATV事業者と共同整備	<ul style="list-style-type: none"> ・高速通信 10M 以上が可能 ・CATV事業者との回線設備の貸出し、借上げ、運営の委託が可能 ・IP電話による市内通話を格安にすることも可能 	同上 ただし、管理・運営をCATV事業者に委託することでデメリットを緩和	同上 ただし、CATV事業者とのコスト分担が可能
通信事業者の回線借上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・中速から高速（1M～100M）まで用途に応じたサービス ・住民への拡張も可能（ADSLや光サービスなど） ・運用管理や災害復旧時は通信事業者の負担で行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・新市情報化の基盤としては、10M以上の設備が必要 ・通信事業者の新規設備負担を伴う場合もあり ・地域によってはサービス提供不可能な場合もあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期導入コストは数十万円～数千万円（既存設備の有無による） ・ランニングコストは、年間数百万円～数千万円（使用する設備、通信速度による）
無線LANによる自設自営	<ul style="list-style-type: none"> ・通信速度は11M～30M程度 ・災害時の復旧は設備のみ（保守契約により業者対応） ・管理運営が比較的容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しが通らなければ困難 ・霧などに弱い面がある ・通信速度の上限があり、より高速対応を行うには設備の全面更新が必要 ・セキュリティ面が若干弱い 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期導入費用は数千万円～数億円（施設間の地理的条件による） ・運営コストは設備保守費用のみ（設備により数十万円～数百万円）

他の合併団体の事例によれば光ケーブル自設が通信事業者からの借上げが一般的であるが、ケーブルテレビ等の利用選択肢もあり、上記のようにメリット・デメリット、コスト等を十分に吟味した上で、新市建設計画と照らし合わせながら慎重な選択が必要である。

2. 本支庁 - 各施設間の支線ネットワーク

各本支庁 - 施設（支所・学校等出先機関）については、5町とも既に総務省の情報基盤整備事業等を利用し、光ケーブルや無線 LAN 等の地域基盤整備を行っている。将来的には全ての施設をブロードバンド接続を目標とするが、当面は必要に応じて専用デジタル回線または公衆デジタル回線による接続を行うものとする。

第3章 新市電算システムにおける安全性の確保

1. 個人情報の保護

行政が保有する情報には、個人情報が多く含まれており、個人情報保護は万全にしておくことが重要である。新市においても個人情報保護の条例化と共に、職員一人一人が個人情報保護の重要性を認識し従事する必要がある。また、国や県、他市町村と文書交換などを行う際には、ネットワーク接続による個人情報の利用について取り決めておくことが必要となる。

2. セキュリティ・障害対策

火災や地震などによってシステムやネットワークに障害が発生したり、データのき損、改ざん、漏洩などが発生すれば、行政事務の執行だけでなく市民生活にも影響を及ぼすこととなる。

また行政情報化の進展にともないネットワークもオープン化し、不正アクセスの危険も増大する。

これらに対応するために、重要データのバックアップやファイアウォールなど、きめ細かなセキュリティ技術を取り入れ、情報通信ネットワークの安全性の確保を図ると共に、障害などを未然に防止し、障害が発生した場合には影響を最小限に抑え、迅速に回復するため対策を講じる必要がある。

3. 情報セキュリティポリシーの策定

安全対策の基本方針と対策基準を明文化し、新市の情報セキュリティポリシーとして策定する。情報セキュリティポリシーでは、CISO（セキュリティ統括責任者）並びに推進組織を規定すると共に別途監査組織を設け、新市における情報セキュリティポリシーが正しく遂行されているかどうかの評価を行う。

また、本ポリシーは、計画 実行 評価 計画のサイクルを経て常に最適な見直しが行なわれると共に、全ての職員への普及教育活動を継続して行うものとする。

電算システム統合 現況調査結果の分類について

電算システム統合について、5町の電算システム導入状況を以下のとおり分類する。

1. システム導入形態

オフコン
C / S
P C (パソコン単体)
WEB

2. サポートベンダー

K S S	紀陽ソフトウェアサービス株式会社(K S S)のシステムが稼働中
アイレス	アイレス電子工業株式会社のシステムが稼働中
NEC	日本電気株式会社のシステムが稼働中
富士通	富士通株式会社のシステムが稼働中
パスコ	株式会社パスコのシステムが稼働中
その他	各町独自システム(E X C E L 含む)が稼働中

3. 検討単位「(全体 / 個別 / システム化しない)

全体	システム全体として統合方針を検討 (電算分科会で検討する)
個別	個別システムとして統合方針を検討 (各分科会で検討する)
システム化しない	合併時点でのシステム化の対象外

事業名	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	備考	システム統合	
	システム種類	システム種類	システム種類	システム種類	システム種類		統合対象	特記事項
住民記録システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
印鑑システム	C/S			C/S	オフコン			
戸籍システム	C/S	C/S	C/S	C/S	C/S			
住基ネットシステム	C/S	C/S	C/S	C/S	C/S			
外国人登録システム	P/C				P/C			
外字システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
住登外宛名システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
個人住民税システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
法人住民税システム	C/S	オフコン		C/S	オフコン			
軽自動車税システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
税務収納済システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
固定資産税システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
画地基図管理システム	P/C	P/C	P/C	P/C	P/C			
家屋評価計算システム					P/C			
名寄帳保存システム		P/C	P/C		P/C			
納税組合管理システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S				
口座管理システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
国民年金システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
福祉年金システム	C/S	オフコン						
福祉医療システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
老人施設措置費システム		オフコン						
児童手当システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
健康管理システム	C/S	オフコン	C/S	C/S	C/S			
介護保険システム	C/S	C/S	C/S	C/S	C/S			
国民健康保険システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
高額医療費償還システム	C/S	P/C	P/C	P/C				
保育料システム	C/S	オフコン		C/S	オフコン			
保育給食システム	P/C							
学校教育システム	C/S	オフコン	オフコン	P/C	オフコン			
水道料金システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
水道管路システム	P/C				P/C			
水道固定資産システム	C/S							
企業会計システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
下水道料金システム					オフコン			
集落排水料金システム					オフコン			
地籍調査管理システム	P/C	P/C	P/C	P/C	P/C			
土木積算システム	P/C	P/C	P/C	P/C	P/C			
土地改良積算システム	P/C	P/C	P/C	P/C	P/C			
農家台帳システム	C/S	P/C	P/C	C/S				
畜犬管理システム	P/C	P/C	P/C	P/C	P/C			
住宅貸付償還システム			オフコン					
人事給与システム(議員・賃金含む)	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
財務会計システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
起債管理システム	C/S	P/C	オフコン	C/S	P/C			
選挙管理システム	C/S	オフコン	オフコン	C/S	オフコン			
備品管理システム					オフコン			
防災無線機器管理システム					オフコン			
法令・条例検索システム	C/S	C/S	WEB	WEB	WEB			
文書管理システム	C/S	C/S		WEB	P/C			
行政案内・相談システム	C/S	C/S		WEB	WEB			
図書館システム			C/S	C/S	C/S			
講座案内・予約システム	C/S			WEB	WEB			
施設案内・予約システム	C/S	C/S			WEB			
グループウェアシステム	C/S	C/S	C/S	C/S				

用 語 集

本書で用いている各種コンピュータ用語等についての解説

カスタマイズ	Customize: ソフトウェアやハードウェアの仕様や操作環境を、利用者が使い易い環境に変更・改造すること。
オフコン	Office Computer: コンピュータベンダが、ハードウェアとソフトウェアをセットして販売している業務用コンピュータの総称。ベンダがシステム構築から導入・運用・保守までサポートする、日本独特のコンピュータシステム。
クライアント・サーバ (CS)	Client・Server: ネットワーク通信で、利用者側をクライアント、処理システム側をサーバとして、仕事を分担処理する仕組み。分散型コンピュータシステムを実現するための、基本的なシステム構成。
マルチベンダ	一つのメーカーの製品だけでシステムを構築するのではなく、様々なメーカーの製品からそれぞれ優れたものを選んで組み合わせ、システムを構築すること。うまく組み合わせることができれば単一のメーカーでシステムを構築するのに比較して、安価に効率の良いシステムを構築することができる。
スタンドアロン	Standalone: コンピュータがネットワークに接続されていない状態。他にランタイムライブラリなどを必要としない独立したアプリケーション。
ブロードバンド	Broadband: 一般に「ブロードバンド(broad = 広い band = 帯域)」という言葉は、ADSLやケーブルTVによるインターネット接続などの“高速なインターネット接続サービス”を指す。